

対象人物の位置を同定するシステムである。

特徴としては、他の RFID システムとはまったく干渉しないこと、金属の影響を受けにくいこと、音波の直進性と反射性が良いため廊下の角でも検出効率が良いとのことである。逆に電波と異なり、壁などを貫通しにくいことから、部屋の内外の区別がつき易いことである。超音波という特殊なバンド帯を使用しているために、他の機器との干渉がないことも特徴である。

### 5) 実用例

超音波位置検出システム（Sonitor<sup>TM</sup> Technologies）は、上記の特徴を有することより、病院などの環境に適するといわれている。すなわち、室内外の区別がつけやすいこと、他の機器との干渉がないことが重要である。特にビル内、ワンフロアでの位置検出にはアドバンテージあるようである。

ある病院では、薬品や物品の在庫管理、物流管理などは RFID システムを用いて実施しており、ヒトの移動モニタリングや在室管理を超音波システムで行っていることが報告されている。特に、患者の在室管理には有用であるとの報告がある。（Beth Bachelder, RFID Journal, 2006）

### D. 結論

病原体管理におけるアクセスコントロールは、機械的制限（個人認識、ゲート管理）のみでは限度があるといわざるを得ない。ヒトの行動を完全に制限することはできな

い。

そのためには、ヒトの行動を常に監視下におくこと、あるいは常に監視されているということが抑止に働くということを期待するしかないと思われる。

今後は、機械的制限と行動モニタリングを組み合わせた総合的なシステムが必要であると思われる。

### E. 健康危険情報

特になし

### F. 研究発表

なし

### G. 特許出願状況

なし

表1. 生体情報と特徴点

生体情報	特徴点
指紋	指紋の紋様
掌形	手の大きさ、長さ、比率
顔	顔の輪郭、目や鼻形及び配置
虹彩	目の虹彩の紋様
静脈	指や掌の静脈パターン
耳介	耳介の形状、長さ、比率
音声	話者の声紋
署名	署名の字体や署名時の書き順、筆圧
DNA	生体の遺伝子情報

### III. 別添資料

# 第1回病原体輸送トレーニングコース

## 「国際航空危険物輸送のルールと発送作業の実習」

日時：平成18年11月23日（木）13：00～17：00

会場：国立感染症研究所 戸山庁舎 共用第1会議室

主 催：新興・再興感染症研究事業

「病原微生物の取扱におけるバイオセーフティの強化及び  
バイオセキュリティシステムの構築に関する研究」

主任研究者 杉山 和良

共 催：日本バイオセーフティ学会

第1回 病原体輸送 トレーニングコース  
2006年11月23日 於国立感染症研究所

## 危険物輸送総論および航空危険物輸送規則の実務について



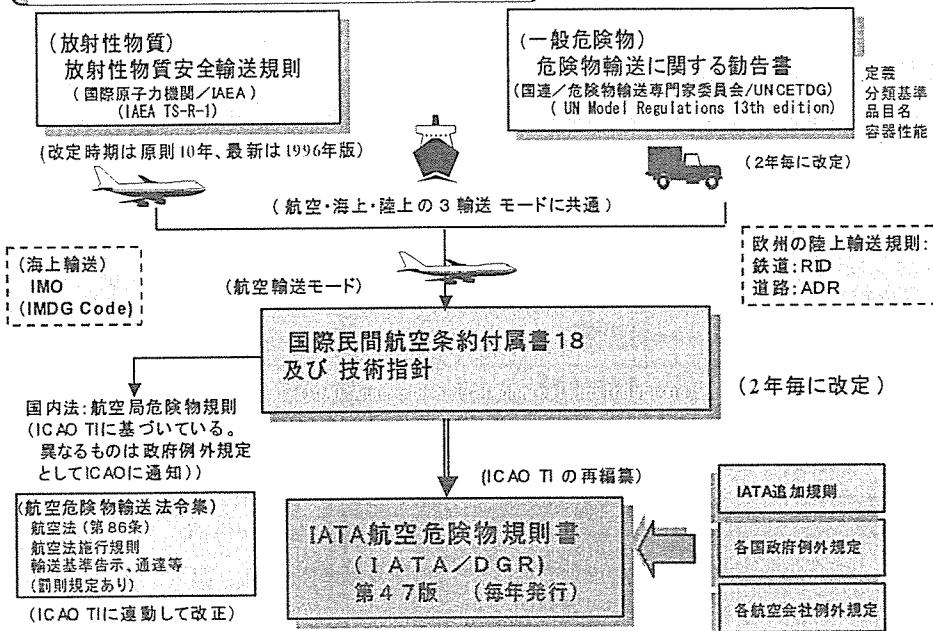
J A C I S (The Japan Air Cargo Institute for Safety)  
(航空危険物安全輸送協会)

## 目 次

1. 危険物輸送規則総論
  - 1) 國際輸送規則の体系
  - 2) 規則の正しい適用
  - 3) 責任規定
  - 4) 危険物の分類
2. 航空危険物輸送規則の概要
  - 1) 病毒物を移しやすい物質の定義と分類
  - 2) 国連輸送品目名、国連番号、輸送条件（IATA 危険物リスト抜粋）  
( カテゴリーAの病原体一覧表は、WHO ガイダンス 日本語版 参照 )
  - 3) カテゴリーAの輸送規則
    - 3-1) 包装要件
    - 3-2) 容器事例 ( WHO ガイダンス日本語版 参照 )  
容器試験基準、国連規格容器のマーキング
    - 3-3) 包装物のマーキング、ラベルの事例
    - 3-4) 危険物申告書の作成事例
  - 4) カテゴリーBの輸送規則
    - 4-1) 包装要件
    - 4-2) 容器事例 ( WHO ガイダンス日本語版 参照 )
    - 4-3) 包装物のマーキング、ラベルの事例
    - 4-4) 書類要件
  - 5) 分類または国連輸送品目名割り当て上留意する物質について
    - 5-1) 患者組織(Patient specimen)
    - 5-2) 医療または臨床廃棄物
    - 5-3) 生物由来品
    - 5-4) 遺伝子組み換え微生物および生物
  - 6) 病毒物の適用除外
  - 7) 感染した動物の取り扱い
  - 8) 郵便での輸送規則
  - 9) 手荷物規則

## 1. 航空危険物規則総論

### 1) 国際輸送の危険物規則の体系



### 2) 危険物輸送の正しい適用規則

下記の全てが適用となるので、荷送人は、発送前に全てチェックすること！

- IATA規則 (= ICAO規則)
- 輸送航空会社の規則
- 関係国の危険物規則  
(輸送ルート上、すなわち 発地国、中継国、着地国の規則)

例えば Narita 発 - (JLにて) - London 向けの危険物の場合

- IATA規則
- 発地国法令 (日本: 日本国政府例外規定/JPG)
- 着地国法令 (英国: 英国政府例外規定/GBG)
- 輸送航空会社の規定 (JL例外規定)

上記全ては、「IATA危険物規則書」でチェック可能。

### 3) 責任規定

危険物輸送の責任は、荷送人と航空会社の2者に対してのみ規定されている。

危険物の判定、国連品目名の割り当て、包装、表示、ラベルならびに書類 (危険物申告書) の作成まで、全て荷送人責任である。教育訓練も行われなくてはならない。

航空会社にも厳しい責任規定 (受託チェック、搭載要件、事故報告義務等) がある。

#### 4) 危険物の分類

9分類されている。  
ある分類は更に幾つかに分類されている。  
これを区分番号という。

また、包装等級という基準がある。これは危険性のレベルを表わし、I、II、IIIの3種類がある。

- I : 危険性が高い。
- II : 危険性が中程度。
- III : 危険性は低い。

分類	区分	名称	分類・区分番号	主な品目	包装等級	ITATAコード
1	1.3C			信号筒, 燃火発煙筒, 小火気弾薬	-	RCX
	1.3G	火薬類			-	RGX
	1.4S	Explosives			-	RXS
2	2.1	引火性ガス Flammable Gas		水素ガス 引火性ガーメント	-	RFG
	2.2	非引火性・非毒性ガス Non-Flammable, Non-Toxic Gas		ヘリウム 酸素ガス	-	RNG,RCL
	2.3	毒性ガス Toxic Gas		一酸化炭素 硫化ガリジン	-	RPG
3	-	引火性液体 Flammable Liquid		ガソリン, エチルアルコール	I, II, III	RFL
	4.1	可燃性固体 Flammable Solid		マッチ, 煙草, リチウム	II, III	RFS
	4.2	自然発火性物質 Spontaneously Combustible		活性炭 硫化カリウム	I, II, III	RSC
4	4.3	水反応可燃性物質 Dangerous When Wet		カバ付 ガラス管	I, II, III	RFW
	5.1	酸化性物質 Oxidizer		過酸化水素 塩素酸	I, II, III	ROX
	5.2	有機過酸化物質 Organic Peroxide		メチルトリオキソドクサ	-	ROP
5	6.1	毒物 Toxic Substances		殺虫剤, 染料, 水銀化合物	I, II, III	RPB
	6.2	病原を移しやすい物質 Infectious Substances		ゲイム ベケリル	UN3291 のみ II	RIS
	-	放射性物質 白 Radioactive Materials White- I		-	-	RRW
7	-	放射性物質 黄 Radioactive Materials Yellow- II, III		-	-	RRY
	8	腐食性物質 Corrosive Materials		酸類, 鉄類, 硫酸	I, II, III	RCM
	9	その他危険物 Miscellaneous Dangerous Goods		内燃機関 電動車椅子 ドライバー マリガビーズ 磁性物質	- - - - -	RMD ICE RSB MAG

## 2. 航空危険物規則の概要

### 1.1) 病毒を移しやすい物質( Infectious substances )とは (定義)

病原体を含んでいると判明している物質、または  
病原体を含んでいると合理的に推定される物質をいう。

病原体とは、人または動物に病気を起こすことができる微生物  
(バクテリア、ウイルス、リケッチャ、寄生虫、菌類を含む) および  
プリオンのようなその他の病原体をいう。

注: 病毒を移しやすい物質を含まない植物、動物またはバクテリ  
アからの毒素、または毒性物質に含まれていない毒素は  
区分6.1(毒物)に分類し、UN3172(Toxins,extracted from  
living sources,liquid n.o.s.)に割り当てること。

### 1.2) 感染性材料の分類基準 (2005年1月1日より全面改定された)

#### カテゴリーA

曝露を受けたとき、人または動物に  
・永久的な身体的な欠陥、または  
・生命の危険のもととなる、または  
・致命的な病気をもたらすものをいう。  
具体的な病原体を一覧表としている。(培養物の場合のみ対象  
となるものも多数ある。)  
(注: この表は全てを網羅したものではないので、表に記載されていなくとも  
同じ基準に合致する新たな、または発生した病原体は、カテゴリーA  
に割り当たるべきである。)

(国連番号) (国連正式輸送品目名) □

UN2814 Infectious substance,affecting humans または  
UN2900 Infectious substance,affecting animals に割り当てる。

#### カテゴリーB

カテゴリーA以外の病原体(具体的病原体のリストはない。)



UN3373 Diagnostic specimens 又は Clinical specimens 又は  
Biological substances category B (航空のみ2005年から)  
(2007年からは、品目名は全輸送モードで、  
Biological substances, category B に一本化される。)

カテゴリーAの病原体の表は、WHOのガイダンス（日本語版）参照

## 2) 国連輸送品目名、国連番号、航空機別輸送条件

(IATA規則書の危険物リストから抜粋)

UN ID No.	Proper Shipping Name/Description	Class or Dv.	Sub Risk	Hazard Label(s)	PG	旅客機						貨物専用機		SP see 4.4	ERG Code	
						Passenger and Cargo Aircraft						Cargo Aircraft Only				
						Ltd City	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N			
2900	Infectious substance, affecting animals only (liquid)	6.2		Infectious subst.		-	-	602	50 mL	602	4L	A81	11Y			
2900	Infectious substance, affecting animals only (solid)	6.2		Infectious subst.		-	-	602	50 g	602	4 kg	A140	11Y			
2814	Infectious substance, affecting humans only (liquid)	6.2		Infectious subst.		-	-	602	50 mL	602	4L	A81	11Y			
2814	Infectious substance, affecting humans only (solid)	6.2		Infectious subst.		-	-	602	50 g	602	4 kg	A140	11Y			
3373	Diagnostic specimens	6.2		Infectious subst.	II	-	-	622	See 650	622	See 650				6L	
3291	Medical waste,n.o.s.	6.2		Infectious subst.	II	-	-	622	No limit	622	No limit	A117	6L			

特別規定

A81 : Body parts や 腫瘍等の場合は、J, L欄の許容量は適用されない。

A140 : 危険物申告書には、国連品目名には、病原体の名前を必ず追記すること。

尚、病原体が特定できない場合は、「suspected Category A infectious substance」と記載すること。包装物に記載する国連品目名には、病原体の名前は直記する必要はない。

A117 : カテゴリーAを含むものは、UN2900またはUN2814を適用すること。病原体が明らかに存在しないものは、非危険物となる。

カテゴリーAは、UN2814またはUN2900を適用する。

カテゴリーBは、UN3373 を適用する。

例： 高病原性鳥インフルエンザウイルスの培養菌を旅客機で輸送しようとする場合

国連番号 : UN2814

国連輸送品目名 : Infectious substance, affecting humans (Highly pathogenic avian influenza virus)

1 包装物当たりの収納許容量 : 50 mL 以内

適用包装基準番号 : 602 (病毒物用国連規格容器の使用が義務付けられている)

例： インフルエンザ感染患者からある組織検体（ウイルス含む）を旅客機で輸送する場合

国連番号 : UN3373

国連輸送品目名 : Diagnostic specimens

1 包装物当たりの収納許容量 : 包装基準 650 に記載されている。

適用包装基準番号 : 650 (国連規格容器の使用は免除されているが、厳しい包装条件)

### 3-1) カテゴリーA 包装要件

#### 包装基準602 (UN2814,UN2900)

国連規格容器でなければならない。

下記の3重梱包であること

(a) 内装容器

- ・防漏型第1容器
- ・防漏型第2容器
  - 第1容器と第2容器の間ゴム、内容物を全て吸収できる吸収材を入れること。
  - 内容物の品目リストを第2容器と外装容器の間に封入すること。  
病原体が半透明しない場合、“Suspected Category A Infectious substance”と品目リストに記載すること。
  - -40°C～+55°Cの範囲で、95kpaの差圧を生じる内圧に漏洩を生じないこと。

(b) 外装容器

量、重量および使用目的に合致した強度を有し、頑丈であること。

追加要件

- 関係のない品物と同梱してはならない。
- ドライアイスを入れる場合、第2容器の外側に収納すること。
- 炭酸ガスカートに漏れるようにすること。

その他詳細は包装基準602を参照

例えば、液体チツソの使用や凍結乾燥物質の場合

### 3-2 ) 国連規格容器事例

WHOガイダンス 日本語版参照 ( p 15 )

#### 3-2) 国連規格容器(カテゴリーA)の試験基準

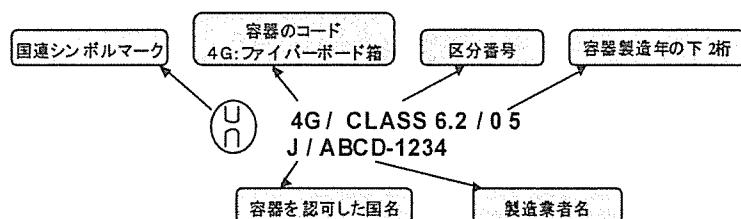
##### 試験基準

内圧基準： 液体を収納する容器は、漏れを生ずることなく95Kpa以上の圧力差を生ずる内圧に耐えること。

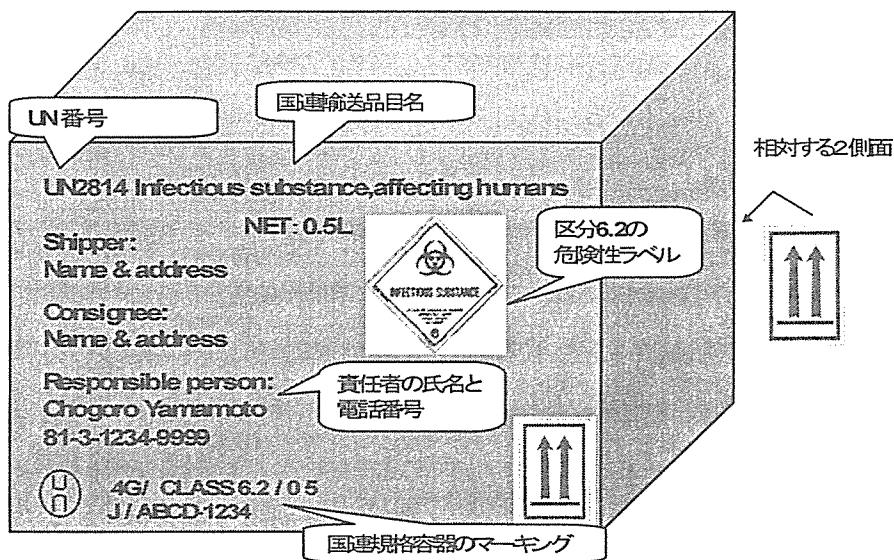
落下試験： 容器サンプルは、一時間当たり50mmの模擬雨に曝した後、  
9 mの高さからの自由落下  
(箱型：5つの面 ドラム型：3つの箇所)

破裂試験： 鋼鉄棒(重量7 kg、直径38mm)を、容器表面1mの高さから落下させる。  
2回目は、容器を垂直に変更して行う。

##### 国連規格容器のマーキング事例



### 3-3) 輸送物のマーキング、ラベル事例 (Category A)



### 3-4) 危険物申告書事例

旅客機輸送の旨

SHIPPER'S DECLARATION FOR DANGEROUS GOODS																						
Shipper Nippon Hospital 1-7 Haneda, Chitaku Tokyo, 144-0041, Japan			Air Waybill No. 131-12345675 Page 1 of 1 Pages Shipper's Reference Number (optional)																			
Consignee ABC medical research 123 Piccadilly London W1J 0BR United Kingdom			<b>JACIS</b>																			
Two completed and signed copies of this Declaration must be handed to the operator			WARNING Failure to comply in all respects with the applicable Dangerous Goods Regulations maybe in breach of the applicable law, subject to legal penalties.																			
TRANSPORT DETAILS This shipment is within the limitation prescribed for (delete non-applicable) <b>PASSENGER CARGO AND CARG AIRCRAFT AIRCRAFT ONLY</b>		Airport of Departure Narita, Japan		Shipment type: <input checked="" type="checkbox"/> NON-RADIOACTIVE <input type="checkbox"/> RADIOACTIVE																		
Airport of Destination: London																						
NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS (see subsection 8.1 of IATA Dangerous Goods Regulations)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Dangerous Goods Identification</th> <th rowspan="2">Packing Group</th> <th rowspan="2">Quantity and type of packing</th> <th rowspan="2">Packing Inst.</th> <th rowspan="2">Authorization</th> <th rowspan="2">包装基準番号</th> </tr> <tr> <th>UN or ID No.</th> <th>Proper Shipping Name</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UN2814</td> <td>Infectious substance affecting humans (Highly pathogenic avian influenza virus)</td> <td>6.2</td> <td>1 Fibreboard box x 10 mL</td> <td>602</td> <td></td> <td>個数 容器名称 正味量</td> </tr> </tbody> </table>							Dangerous Goods Identification		Packing Group	Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization	包装基準番号	UN or ID No.	Proper Shipping Name	UN2814	Infectious substance affecting humans (Highly pathogenic avian influenza virus)	6.2	1 Fibreboard box x 10 mL	602		個数 容器名称 正味量
Dangerous Goods Identification		Packing Group	Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization	包装基準番号																
UN or ID No.	Proper Shipping Name																					
UN2814	Infectious substance affecting humans (Highly pathogenic avian influenza virus)	6.2	1 Fibreboard box x 10 mL	602		個数 容器名称 正味量																
国連番号 国連輸送品目名 責任者氏名 24時間緊急連絡先電話番号 Additional Handling Information I hereby declare that the contents of this consignment are fully and accurately described above by the proper shipping name, and are classified, packed, marked and labelled/stamped, and are in all respects in proper condition for transport according to applicable international and national governmental regulations. I declare that all of the applicable air transport requirements have been met. Name of responsible person: Chogoro Yamamoto 24-hour number : 81-3-1234-9999																						
				Name/Title of Signatory S/Arie Export manager Place and Date Tokyo, 01 January, 2007 Signature (see warning above) <i>S/Arie</i>																		

#### 4-1) カテゴリーB 包装要件

##### 包装基準650 (UN3373)

国連規格容器の使用は免除される。が、包装基準602の要件とほぼ同じ。

容器が3重梱包であること。(第1容器、第2容器、外装容器)

緩衝材、吸収剤の使用義務

落下試験 1.2m以上

第1容器、第2容器は、-40°C～+55°Cの範囲で、95kPa以上内の内圧差  
に漏洩しないこと。

(a) 液体 : 第1容器 / 1L以下 1包装物 / 4L以下

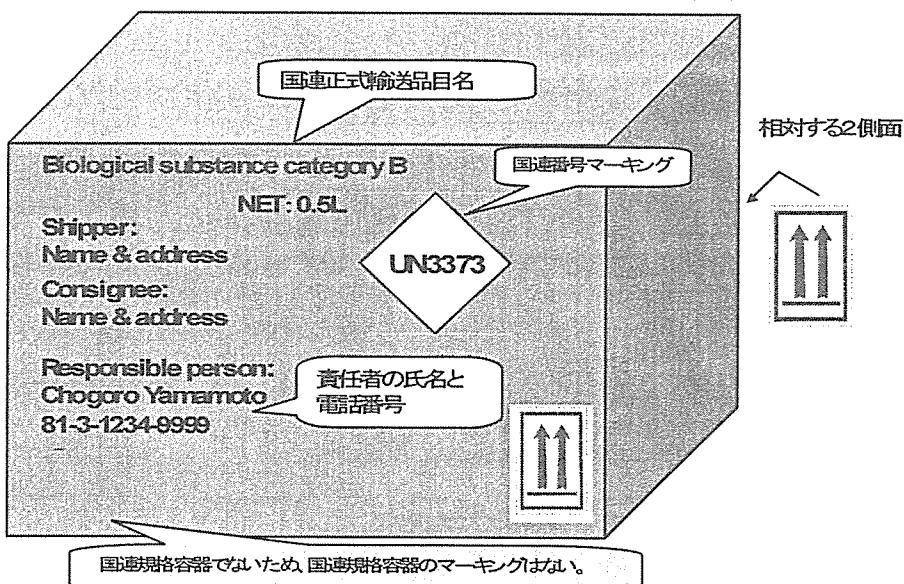
(b) 固体 : 1包装物 / 4Kg以下

水、ドライアイス、液体窒素使用時の要件あり。

他の危険物と同梱は許されないが、物質の生育の維持、安定または質の劣化の防止のためのものは、30ml以下の分類3,8,9は、第1容器に入れることができる。

#### 4-2) 容器事例 : WHOガイダンスガイダンス 日本語版参照

#### 4-3) Category B 輸送物のマーキング、ラベル事例



#### 4-4 書類要件

危険物申告書の作成は不要。

AWB（航空貨物運送状）に国連番号（UN3373）と国連輸送品目名（Biological substance category B）を記載すれば良い。

## 5-1. 患者組織 (Patient specimens)

人または動物の物質で、直接受けまたは動物から採取されたもの。  
排泄物 分泌物、血液、およびその成分、組織・組織標本ならびに体の一部で研究、診断、調査、治療や予防の目的で輸送されるもの。

→ カテゴリーA、またはBが存在するか、存在が推定される場合。  
UN2814, UN2900 or UN3373 の該当するものに割り当てる

適用除外患者組織 (Exempt patient specimens) ⇒ 非危険物

病原体が存在している可能性がほとんどないと考えられる場合である。  
この判断は、専門家により、病歴、症候、およびもととなる個々の環境や感染の地域状況に基づき行なわれなければならない。  
非危険物扱いとなるが、万が一の漏洩を防ぐため、最低の梱包条件と輸送物への表示が要求される。  
梱包：3重梱包と十分な吸収材  
表示：“Exempt human specimen”または  
“Exempt animal specimen”。

## 5-2 医療または臨床廃棄物

→ カテゴリーAの病害物を移しやすい物質を含むものは

UN2814 または UN2900のいずれか該当する方

→ カテゴリーBを含むもの、または含んでいる可能性が低いものは

UN3291を割り当てる。

国連正式輸送品目名は

Biomedical waste, n.o.s または  
Clinical waste, unspecified, n.o.s または  
Medical waste, n.o.s または  
Regulated medical waste, n.o.s

書類：危険物申告書を作成しなければならない。

梱包：包装基準622に従い、国連規格容器を使用しなければならない。

### 5-3. 生物由来品(Biological products)

次の2つのグループに分けられる。

→ 国の当局の要求基準に従って製造され、包装されたもので最終的な包装または流通の目的で輸送され、医療の専門家または個人により人の健康管理のために使用されるもの。



本規則の適用は受けない。(非危険物)

→ 上記に当てはまらず、病原体を含んでいると半明しているか、合理的にそう考えられるもの。



カテゴリーア(UN2814, UN2900)または  
カテゴリーブ(UN3373)のいずれか該当するものに割り当てる

### 5-4. 遺伝子組み換え微生物および生物

(Genetically Modified Micro-organisms and organism)

→ 感染性材料の定義に合致しないGMMOsまたはGMOsで、通常の自然繁殖の結果として発生するのとは違う方法で、動物または植物または微生物を変異させることができる遺伝子組み換え微生物および遺伝子組み換え生物よ。



UN3245 Genetically modified micro-organismsに割り当てる。  
これは、分類9(その他の危険物)である。

注:適用除外規定

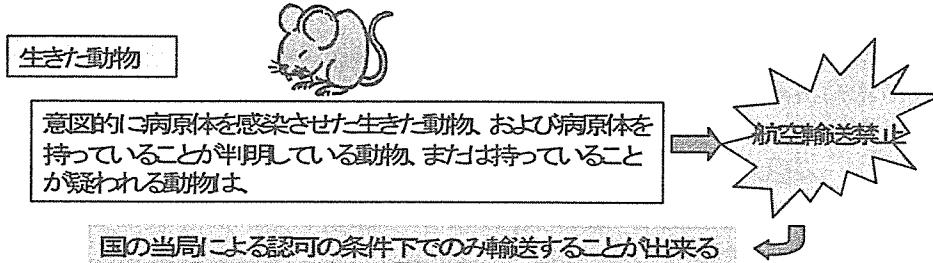
→ 発地国、経由国、および着地国の該当する国当局により使用が承認されている場合のGMMOsまたはGMOsは本規則の対象とはならない。

なお、カテゴリーア、またはブが含まれる場合は  
UN2814,UN2900またはUN3373のいずれかとする。

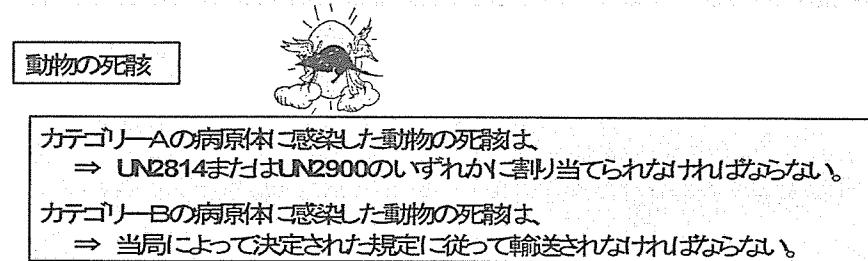
## 6) 病毒物の適用除外(非危険物)

- 病原体が存在していない物質、または病気を起こすことがないと思われる物質
- 人または動物を発病させない微生物を含む物質で、他の危険性を有しない物質
- 健康に危険を及ぼさないよう病原体が無力化、不活性化されている物質で、他の危険性を有しない物質
- 重大な感染の危険を及ぼさないと考えられる自然環境からのサンプル(食料や水を含む)で、他の危険性を有しない物質
- 輸血もしくは移植ご使用する血液、血液製品、皮膚もしくは器官
- Dried blood spot ( 吸収材に1滴の血液を付着し、乾燥したもの )
- 適用除外患者組織(Exempt patient specimen) ⇒ 包装と表示要件遵守  
例としては以下を含む。  
コレステロール、血糖値ホルモンのレベルまたは前立腺固有抗体を検査するための血液や尿。非感染疾患の人や動物の心臓、肝臓腎臓等の器官機能を検査するため、または台座上の薬物の検査のための検査物。  
保険や雇用のためおよび薬物やアルコール検知を目的とする検査物。妊娠判断検査物。人または動物の抗体検知のための検査物。

## 7) 感染した動物の取り扱い

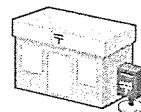


(注) 病毒を移しやすい物質が、他の輸送手段で輸送することが出来ない限り、  
生きた動物はそのような物質を送るために使用してはならない。



## 8 ) 郵便の危険物規則

郵便の危険物輸送規則は、ICAOで規定しているのではなく、  
UPU(万国郵便連合条約)の規定をそのまま取り込んでいる。



UPU  
規則

UPU規則は、その国の郵政当局の規定を条件として、  
郵便で認められる危険物は以下のとおりである。  
1. 病毒物。危険物申告書が必要である。  
尚、病魔物を冷却するドライアイスは認められる。  
2. 微量放射性物質の許容放射能の1/10以下のレベル。

2007年 UPUの病魔物関係の規則が全面改定で以下のとおりになった。  
・ カテゴリーB (UN3373) および冷却用のドライアイス  
・ Exempt human specimen または Exempt animal specimenで  
容器および包装要件を遵守しているもの

わが国  
郵便法

我が国の郵便法(危険物に関する部分):

国際郵便は、2001年にUPU規則に整合させた。

国内郵便は、UPU規則に未だ不整合。

(わが国の郵便法には、危険物という定義ではなく、“郵便禁制品”という  
言い方となっている。)

## 9 ) 旅客の手荷物の危険物規則

危険物は、手荷物としては受託手荷物であろうと、  
機内持ち込みであろうと認められない。



例外:

限られた危険物の物品のみが、例外的に手荷物として認められている。

(例) ドライアイス : 1人 2kg  
放射性物質でない医薬品: 1人合計正味量 2kg  
(品目当たりは、0.5kg)

詳細はIATA航空危険物規則書を参照のこと。

Exempt patient specimen も手荷物可能である。(ナシ、包装、表示要件を遵守)

参考: 深冷液化窒素を含む断熱容器  
(Insulating packagingまたはDry Shippersという)

多孔質物質に深冷液化窒素を完全に吸収させたもの  
で、非危険物を輸送することを目的とした断熱容器は危  
険物規則の適用を受けない。

(容器内で圧力の蓄積が起こらないように、かつ容器の天地  
がどの方向によても漏れないように設置されていること。)

⇒ 非危険物扱いなので、手荷物は可能。  
但し、航空会社に事前に確認のこと。



## IATA 危険物規則書第48版の病害物関連の規則の改定内容

2007年の規則の改定内容は、以下のとおり（1月1日より発効）

**UN3373（カテゴリーB）の国連輸送品目名が、  
Biological substance category B に一本化される**

**包装基準 602（カテゴリーA：UN2814, UN2900）の一部規定追加**

病害物の保存または安定化のためを目的とした、分類3, 8, 9の危険物を  
第1次容器に入れることを認めることとした。但し微量危険物規則に合致する  
範囲であること。（量的には各第1次容器に30mL以下）

内圧試験の方法が追記された。

**包装基準 650（カテゴリーB：UN3373）の一部規定追加**

内圧試験の方法が追記された。

落下試験の合格基準が明記された。

分類3, 8, 9の危険物は、微量危険物の条件を満たすことが追記された。

**危険物申告書**

責任者の氏名、電話番号は、Additional handling information 欄に記載することに変更

**郵便での輸送**

カテゴリーB（UN3373）と、その冷却用ドライアイス ならびに、

**Exempt patient specimen** 判定と包装の要件に従ったもののみ可能と変更された。

カテゴリーA（UN2814, UN2900）は、郵便での輸送不可となった。（UPU規則の改定）



## 輸送容器と梱包法 --- 実習

ワールド・クウリアー  
2006年11月23日  
市村哲也

## IATA Dangerous Goods Regulations

Class6 Division6.2  
INFECTIOUS SUBSTANCES

Category A  
UN2814 Infectious Substance, affecting humans (liquid) or (solid)

Category B  
UN3373 Biological substance, Category B



## Packing Instruction 602

### Category A

UN2814 Infectious Substance, affecting humans (liquid) or (solid)

#### Triple packaging

- 1 Watertight primary receptacle/s (vial)
- 2 Watertight secondary packaging (Biobottle)
- 3 Rigid outer packaging

#### Primary or secondary packaging:

withstanding an internal pressure producing a pressure differential of not less than 95kPa

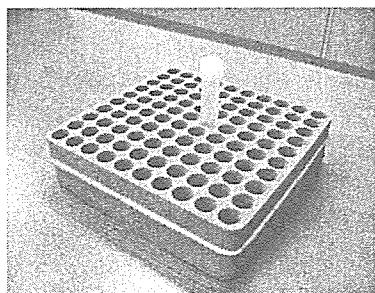
#### Outer packaging :

UN specification packaging

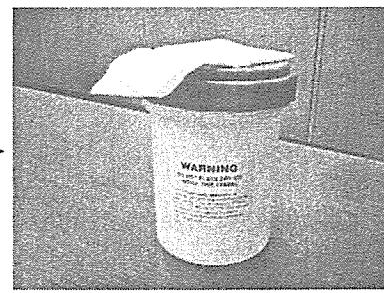
Absorbent material (liquid substances) : between primary & secondary packaging  
Itemized list of contents : between secondary & outer packaging



Primary receptacle



Secondary packaging



Absorbent material

PRACTICE !!